

伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業 審査会支援業務委託

特記仕様書

【適用範囲】

本特記仕様書は、伊勢市駅前C地区市街地再開発組合(以下、「本組合」という。)が実施する『伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業 審査会支援業務委託(以下、「本業務」という。)]について適用する。本業務は、本特記仕様書の他、契約約款、三重県業務委託共通仕様書(平成27年11月制定)一部改正(令和3年4月1日)等に基づき実施しなければならない。

【業務目的】

本業務は、伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業における審査会の開催にあたり、その運営支援を行うことを目的とする。

【業務内容】

1) 資料作成・議事要旨作成

審査会の開催にあたり、その議案書、説明等資料の作成を行うこと。
また、その要旨について議事録の作成を行うこと。

2) 審査会参加

審査会の開催にあたり、参加し、運営の補助を行うこと。

【成果品】

業務報告書 紙成果(A4ファイル綴じ)1部、電子成果品(CD又はDVD)2部

【特記事項】

- ① 審査委員への報酬金は、本業務の対象とする。
- ② 審査会の開催回数は、会議状況により本組合が決定する。
なお、2回以上を予定するが、回数による変更契約は行わない。
- ③ 受注者は、三重県共通仕様書に基づき、業務着手時に委託業務着手届、管理技術者選任通知書、業務工程表を提出すること。
なお、管理技術者は、以下に示す保有資格者を配置すること。
■ 管理技術者として、以下a、bのいずれかに該当する者を配置すること。
 - a. 再開発プランナー
 - b. 技術士(建設部門都市及び地方計画科目)
- ④ 受注者は、本業務で知り得た情報を他に漏らさないこと。
- ⑤ 本業務で新たに作成するデータ等についての著作権は、全て本組合に帰属するものとする。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本組合事務局と受注者で協議のうえ決定する。
- ⑦ 業務完了後の本組合の検査に管理技術者は立ち会うこと。